



ますだ暮らしキャラクター
(ぐりお・わさまる・ゆずりん)

益田市内で引越しされた方へ

手続きチェックリスト 転居

転居届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください。

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

《手続きできる方》

- ・**本人**または**同一世帯の方**※左記以外の方が手続きする場合は、**委任状**が必要です。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

**1 点で
本人確認
できるもの**



運転免許証



マイナンバーカード

その他

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証 等

**2 点
必要なもの**

- ・資格確認書
- ・介護保険証 など

関連する手続きは
以下をご覧ください。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

美都・匹見各分庁舎でもお手続きができます。手続きによっては、市役所担当課で手続きをしていただく場合があります。**来庁前にご相談ください。**

【連絡先】美都地域総務課 0856-52-2311、匹見地域総務課 0856-56-0300

世帯全員の方について伺います。
下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。

手続き

必要なもの／注意事項

該当

受付窓口

受付済

住所 戸籍

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードの住所変更

- ・マイナンバーカード
※暗証番号が必要です。

申請したマイナンバーカードを
受け取っていない方

マイナンバーカードができあがりましたら、新住所あてにお知らせします。
※新住所を追記します。
新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です。
再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください。

印鑑登録をしている方

住所は自動的に変更されます。

1 階
市民課

保険 年金

国民健康保険に加入している方

新しい資格確認書等の交付

- ・旧住所の資格確認書（交付されている方）

→各種認定証をお持ちの方

認定証の住所変更

- ・旧住所の限度額適用（・標準負担額減額）認定証
- ・旧住所の特定疾病療養受療証等

→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要な方

限度額適用（・標準負担額減額）認定証および特定疾病療養受療証等の相談・申請

1 階
保険課
国民健康保険

75 歳以上の方
または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方

新しい後期高齢者医療資格確認書および各種認定証の送付先確認（後日郵送）

- ・旧住所の後期高齢者医療資格確認書

→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要な方

限度額適用（・標準負担額減額）認定証および特定疾病療養受療証等の相談・申請

受付窓口でご相談ください。

1 階
保険課
後期高齢者医療

高齢

介護保険証をお持ちの方
(65 歳以上または要介護認定を受けている方)

介護保険証などの住所変更

- ・介護保険証
- ・負担割合証
- ・負担限度額認定証

1 階
高齢者福祉課
介護保険

障がい

障がい者手帳をお持ちの方
自立支援医療受給者証をお持ちの方

- ・手帳の住所変更
- ・受給者証の住所変更

- ・障害者手帳（身体・療育・精神）
- ・受給者証

特別障害者手当、障害児福祉手当、
経過的福祉手当を受給している方

住所変更

福祉医療費医療証（障がい者・ひとり親）をお持ちの方

資格証または医療証の住所変更

別館
福祉事務所 1 階
障がい者福祉課

特別児童扶養手当を受給している方

住所変更

障がい

こども

料金

その他

世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
児童発達支援・放課後等デイサービス等、 障がい福祉サービスを利用している方	住所変更	・受給者証		別館 福祉事務所 1 階 障がい者福祉課	
じん臓機能障害 1 級の認定を受けている方で、 血液透析のため通院している方	住所変更				
障害者手帳をお持ちで、NHK 受信料免除制度 を利用している方	変更申請	・障害者手帳（身体・療育・ 精神） ・契約者の印鑑			
障害者手帳をお持ちで、NHK 受信料免除申請 を希望される方	窓口へご相談ください。 （世帯の異動により免除対象とな る場合があります。）				
0 歳～18 歳以下のお子さんがいる方	医療費受給資格証の住所変更	・乳幼児等医療費受給資格証 または ・児童医療費受給資格証		1 階 保険課 乳幼児・児童医療	
児童手当を受給している方（0 歳～高校生年代）	手続きは必要ありません。	※公務員世帯の方は勤務先で 申請してください。		1 階 市民課 子ども福祉課	
児童手当を受給していて、 児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要				
ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更	児童扶養手当証書 ※交付されている方のみお持ちく ださい。紛失等によりお手元に ない場合には不要です。		EAGA1 階 子ども福祉課 児童福祉	
保育園・幼稚園等に入園しているお子さんが いる方で世帯員構成に変更がある方	世帯状況変更	・世帯員の障害者手帳（身体・ 療育・精神）（お持ちの方）		EAGA1 階 子ども福祉課 保育	
保育園・幼稚園等に入園しているお子さんが いる方で転園の希望がある方	転園の相談	【幼稚園から保育園または認 定こども園へ転園する場合】 ・保育を必要とすることを証明 する書類（保護者の就労証明 書等）			
小学生のお子さんがいる方で、転校先で 放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ利用手続き	【すでに利用がある場合で 就労状況に変更がある場合】 ・就労証明書		EAGA1 階 子ども福祉課 児童福祉	
小・中学生のお子さんがいて、 指定校区以外の学校を希望する方	校区外就学手続き	受付窓口でご相談ください。		EAGA1 階 学校教育課	
水道を使用する方、または使用をやめる方	開栓申込み、または閉栓届	お電話で手続きできます。 ※使用開始の 5 日前までにご 依頼ください。		分館 2 階 上下水道部業務課	
中吉田、中島、中須、駅前、あけぼの、 かもしま、赤城、栄町、横田町、安富町、 美都町（宇津川・仙道地区）に転居する方 ※一部地域を除く	下水道の使用開始の届出				
ごみの出し方・し尿収集のご案内	ごみ・し尿収集の年間計画表の配布			1 階 環境衛生課	
犬と一緒に引っ越しされた方	所有者の住所変更				
市営住宅から退去または返還する方 市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	受付窓口やお電話でご相談く ださい。		島根県住宅供給公社 益田管理事務所 0856-31-1530	
世帯全員で転居する方	緊急防災装置（告知端末機）の 撤去が必要となる場合があります。	受付窓口やお電話でご相談く ださい。		分館 2 階 情報システム課	
史跡等の指定文化財の所有者の方	住所変更の届出が必要となる場合 があります。	受付窓口でご相談ください。		市民学習センター 2 階 文化振興課	

〇〇課

の記載がある手続きの詳細は、枠内の担当課へお問い合わせください。

担当課連絡先			
・ 市民課	0856-31-0224	・ 障がい者福祉課	0856-31-0251
・ 保険課 国民健康保険	0856-31-0212	・ 子ども福祉課 児童福祉	0856-31-0243
・ 保険課 後期高齢者医療	0856-31-0215	保育	0856-31-1380
乳幼児・児童医療	0856-31-0216	・ 学校教育課	0856-31-0451
・ 高齢者福祉課 介護保険	0856-31-0682	・ 上下水道部業務課	0856-31-0422
		・ 環境衛生課	0856-31-0232
		・ 情報システム課	0856-31-1049
		・ 文化振興課	0856-31-0623